

## 弘前市総合学習センター 清掃業務仕様書

弘前市総合学習センター（以下「総合学習センター」という。）の清掃業務については、この仕様書により実施するものとする。

### 1 清掃業務の範囲及び施設

総合学習センター敷地並びに建築物及び工作物等

敷地面積 6,473.67㎡ 延建築面積 5,882.80㎡

（ただし、清掃範囲は指定管理の区域とする。）

### 2 場所 弘前市大字末広4丁目10番地1 地内

### 3 順守事項

対象施設は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法律」という。）第1条の特定建築物に該当することから、法律及びその他関係基準を順守するとともに、この仕様書に記載されない軽微な事項についても、これに付帯するものとする。また、建物の管理保存並びに美観及び衛生上必要と認められる業務は、実情に応じて業務委託料の範囲内で誠意をもって実施するものとする。

### 4 損害、その他

受注者（以下「乙」という。）は、委託業務実施中に破損個所を発見し、又は損害を与えたときは、直ちに発注者（以下「甲」という。）に報告しなければならない。

### 5 作業実施上の注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、火気の取り締まり及び衛生並びに安全に留意するとともに、風紀については特に注意すること。
- (2) 器具の衝撃又は過失等により機器、備品及び設備（床及び配線類）等を損傷しないよう充分注意すること。
- (3) 甲が承認したもの以外、ガソリン、ベンジン等引火性薬品は使用しないよう厳に注意すること。
- (4) 電気、ガス等の取り扱いについては、危険及び損害のないよう充分注意すること。

### 6 器具及び材料等

この清掃業務に必要とする器具及び材料等（クリーナー、ポリッシャー、

ワックス（同剥離剤含む）は、すべて乙の負担とする。

- 7 清掃作業区分及び作業内容は、「弘前市総合学習センター清掃業務別記事項」によるものとする。
- 8 清掃方法は誠意をもって能率的に行い、甲の業務に支障のないよう迅速に仕上げること。
- 9 業務終了後は、清掃業務日誌を提出すること。
- 10 乙は、業務従事者の名簿を甲に提出しなければならない。異動があった場合も同様とする。
- 11 乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。
- 12 その他細部については、甲・乙協議して定める。